

選定方法を非公募とした理由

札幌市身体障害者福祉センター（以下「身障センター」という。）は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、身体障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、福祉の増進を図ることを目的とし、札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和 40 年条例第 30 号）第 1 条の規定により設置されたものであり、身体障がい者に対する各種相談、機能回復訓練、教養の向上、社会との交流の促進等を総合的に供与する施設である。

身障センターにおいて適切なサービスを提供していくためには、利用者の障がい特性を踏まえて、継続的な支援及び信頼関係の構築を行うことが不可欠となる。

このため、指定管理者が良好な管理を継続している場合においても指定管理者を変更することは、身障センターの運営上、重大な支障となるおそれがある。

現在の指定管理者である公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（以下「身障協会」という。）による身障センターの管理運営については、利用者との良好な信頼関係を築きつつ、利用者の障がい特性に配慮した支援を行っているほか、利用者アンケートの調査結果についても良好であることから、適切な管理運営を行っているものと認められる。

以上から、身障センターについて、公募によることなく、身障協会に対し指定管理者の申込みを求めることとした。